

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第1回）（案）に対する意見

意見募集期間：平成15年8月22日（金）から9月11日（木）まで

意見者数：6名

のべ意見数：20件（うち、点検結果（案）を踏まえての意見16件）

1. 点検結果（案）に対する意見

（1）本文 P19 「国際協力事業団（JICA）において、インドネシア生物多様性保全計画フェーズIIの終了時評価を実施しました。」

変更案：

国際協力事業団（JICA）による初めての生物多様性保全プロジェクトであるインドネシア生物多様性保全計画は、03年6月にフェーズIIが終了し、DNA解析技術や近代的な動物標本収蔵システムの確立、生物多様性研究及び保全のための情報システムの構築、モデル公園における動植物インベントリー整備、地域住民のための環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が達成されました。

変更理由：

終了時評価の実施だけでは事業の実施内容・意義は理解されない。

なお、後述のマレーシア・ボルネオプログラムとともにJICAによる総合的な生物多様性保全案件であり、項目として一本化するべきではないか。

（2）本文 P2 第1の危機への対応として、田んぼの生き物調査を位置づけていること

田んぼの生き物の調査などが、生物多様性保全に有効な基礎情報の補完という成果をあげているとの評価だが、データの精度および実情についての点検がなされているか疑問である。実際に調査に参加する機会を得たが、精度の高い調査をするにはほど遠い状況であった。事業を請け負っているコンサルタント会社に調査能力がなく、マニュアルを理解することもおぼつかなかった。そうした末端の現状を踏まえ、都道府県単位で調査精度をチェックする機構が必要である。

（3）本文 P10 里地里山の保全に関する今後の課題において、里地里山調査を基にモデル地域を選定すること

モデル地域での事業を推進していくためには、生物多様性が豊富であることはもちろんのこと、事業を担うことのできる地域のNGOなどがあるかどうか、考慮すべきである。モデル事業としての位置づけを明確に打ち出し、行政の支援が十分に得られる仕組みを整備すべきである。

（4）本文 P14 野生生物の保護管理における取り扱い方針について

種の絶滅回避のため、レッドリストの見直しに向けての検討作業を開始とあり、

今後の課題として、レッドリストのための情報収集、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定、保護増殖事業の推進が掲げられているが、このうちレッドリストの見直しは、すでに随時実施されており、見直し作業にばかり労力を割くことは疑問である。現在の至上目標は種の絶滅回避であり、絶滅危惧Ⅰ類に指定されている種に関しては、分類群を問わず、また他の事情を考慮するまでもなく希少野生動植物種に指定し、早急な具体的対策を講ずるべきである。Ⅰ類の種のすべてを指定することが不可能だとしても、少なくとも、「何年までに絶滅危惧Ⅰ類種の何割を希少野生動植物種に指定するか」などの数値目標を明確に掲げるべきである。

(5) 本文 P15 自然環境データの整備におけるモニタリングサイト1000の選定

モニタリングサイト1000について、現在サイトの選定が進められているようだが、その過程について公開すべきである。サイト選定の基準等について明らかにし、もっとも危機的状況にある種や生態系が網羅されているかどうか、慎重に検討すべきである。

(6) 個票 第3章第4節4 開発途上国への協力 7. 実績・進捗状況

2 変更案：

インドネシアでの例示プロジェクトの中に「生物多様性保全計画フェーズⅡ」も含める。

変更理由：

環境教育プログラムは、当該プロジェクトの主要コンポーネントのひとつであり、イ側からも実績が高く評価されている。

6 (イ) 変更案：

調査研究、情報システム整備及び国立公園管理の三つの分野での総合的な組織能力の向上を目指した JICA 技術協力プロジェクト、インドネシア生物多様性保全計画は、03年6月にフェーズⅡが終了。DNA 解析技術や近代的な動物標本収蔵システムが確立され、また、生物多様性研究及び保全のための情報システムが構築されました。さらに、モデル公園であるグヌンハリム国立公園においては動植物インベントリー整備、地域住民のための環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が達成された。

変更理由：

上記と同じ

2. 今後の施策に対する意見

(1) 生態的ネットワークについて

平成13年12月11日に新川耕地(流山市)から利根運河を經由し利根川へ続く水と緑の回廊に着手されるよう要望書を提出しました。その後利根運河の江

川地域では野田市がオオタカの生息地穂含む80Haの保全計画を検討中です。新川耕地に隣接する流山市のオオタカの生息地は既に千葉県立の公園が基本設計に入っています。同じく利根運河に接する柏市の大青田の森（ここもオオタカが3年続けて繁殖）と湿地は、緑の基本計画に組み入れて保全の予定です。

ただし、これらの森や湿地、田園を連続して保全するとなると市を超えて県や国のレベルでないと話が進みません。ぜひ、環境省が中心になってこの水と緑の回廊（生態的ネットワーク）を新国家戦略のモデル事業としてください。

（２）移入種問題について

移入種を増やさないように予防にこそ力をいれるべきである。外来種の輸入を原則禁止とし、税関で厳重にチェックする。外来種の飼育を許可制にする。飼育放棄や逸走に対して罰則を強化する。動物取り扱い業者を輸入・販売・動物園・実験業者・畜産業者等全て免許制にする。飼育下にある動物は全て個体識別制とする。

また、移入種に関しては狩猟期間や狩猟資格等の規制を免除し、無規制で捕獲するという論議が深まっているが、これは密猟や乱獲・錯誤捕獲・狩猟事故を招き、かえって生物多様性に悪影響を及ぼす恐れがあるのでやめるべきである。

移入種が今後入ってこないような体制を整える。移入種を入れようとする、または入れた企業に対しては、罰金制度などの責任をとらせる。

すでに入ってきてしまった移入種に関しては、全てを取り除くのは不可能であるため、どうすれば共存していけるかを考える。

（３）野生動物の保護に関して

現在は農作物被害の申請さえあれば簡単に有害駆除の許可がおりているが、これでは野生動物は早晚絶滅すると思われる。まず被害防除対策にもっと予算をかけるべきである。また、予察駆除は禁止しすべきである。有害駆除は実際に害をおこしている害獣に教育の機会を与え、それでも効果がなかった場合に限るべきである。

さらに、駆除個体の実験やクマノイ等への転用は一切禁止すべきである。

とらばさみ・くくりわなは希少種の錯誤捕獲や人間の事故にもつながるので販売や使用を禁止するべきである。

有害鳥獣など、成果の現れない殺処分は避け、被害防止の徹底、去勢を取り入れる。

（４）動物愛護及び管理の法律に関して

生物多様性保全のためにぜひともこの法律の改正が必要である。動物業者を実験・畜産等一切の例外なく許可制にし、営業停止処分を可能にするべきである。また、現在の危険動物の基準を人間だけでなく生態系に危険な動物にまで枠を広げるべきである。

さらに、何度も飼育放棄を重ねる人に対して飼育禁止措置をとれるようにすべきである。

(5) 遺伝子組み替えに関して

遺伝子組み替えは生物多様性を損なう恐れがあることから、安全性が確認されるまで禁止とするべきである。

(6) 新規化学物質に関して

生物多様性を損なう恐れがあることから、安全性が確認されるまで禁止とするべきである。

(7) 開発について

開発・分断・宅地造成などは、災害や危険箇所のみとし、これ以上必要ないのでは？ 墓地開発の規制を厳しくするべき。

(8) 環境教育について

子どもの頃からの教育を徹底する。それには教師も協力するような体制を。
都会に暮らす人間より、自然が身近にある所で暮らしている人間の方が、自然に対する意識が薄い。都会同様、教育できる場所を作り、活動も活発にさせては？

(3 . 新・生物多様性国家戦略本文について)

(1) 第 1 部第 2 章第 1 節 1 . (P30,L14)

「自然と共生する持続可能な国土利用の観点」とあるが、「共生」の意味・定義が不明。全体として人間中心の考え方になっている。

(2) 第 3 部第 1 章第 1 節 3 . (P41,L4~7) 及び第 2 章第 5 節 2 . (P72,L21)

NGO、市民、地元の意見について、聞くだけではなく対等に話し合う場をつくって欲しい。

(3) 第 3 部第 1 章第 2 節 4 . (P43,L17~21) 及び第 4 部第 3 章第 2 節

環境教育は、学校から始まるのではなく、まず、家庭から。

(4) 第 4 部第 2 章第 1 節 2 . (P187,L30)

個体数調整は最後の手段であるべき。命の尊さを重視して欲しい。

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第1回)(案)に対する意見

【本文】

該当箇所	意見
p 2 2. 生物多様性の危機への対応	第1の危機への対応として、田んぼの生きもの調査などが、生物多様性保全に有効な基礎情報の補完という成果をあげているとの評価だが、データの精度および実情についての点検がなされているか疑問。都道府県単位で調査精度をチェックする機構が必要。
p 6 (1)重要地域の保全と生態的ネットワークの形成	地域の取組はあるが、森や湿地、田園を連続して保全するとなると県や国のレベルでないと話が進まないため、環境省が中心になって利根運河を経由し利根川へ続く水と緑の回廊(生態的ネットワーク)を新国家戦略のモデル事業としてほしい。
p 8 (2)里地里山の保全と持続可能な利用	里地里山の保全に関する今後の課題において、里地里山調査を基にモデル地域を選定することとあるが、モデル地域での事業を推進していくためには、生物多様性が豊富であることはもちろんのこと、事業を担うことのできる地域のNGOなどがあるかどうか、考慮すべき。モデル事業としての位置づけを明確に打ち出し、行政の支援が十分に得られる仕組みを整備すべき。
p 14 (5)野生生物の保護管理	種の絶滅回避のため、今後の課題としてレッドリストのための情報収集が掲げられているが、これはすでに随時実施されており、見直し作業にばかり労力を割くことは疑問。絶滅危惧I類に指定されている種に関しては、分類群を問わず、また他の事情を考慮するまでもなく希少野生動植物種に指定し、早急な具体的対策を講ずるべき。I類の種のすべてを指定することが不可能だとしても、少なくとも、「何年までに絶滅危惧I類種の何割を希少野生動植物種に指定するか」などの数値目標を明確に掲げるべき。
p 15 (6)自然環境データの整備	モニタリングサイト1000について、現在サイトの選定が進められているようだが、その過程について公開すべき。サイト選定の基準等について明らかにし、もっとも危機的状況にある種や生態系が網羅されているかどうか、慎重に検討すべき。
p 18 (8)国際的取組	p 19「国際協力事業団(JICA)において、インドネシア生物多様性保全計画フェーズIIの終了時評価を実施しました。」を「国際協力事業団(JICA)による初めての生物多様性保全プロジェクトであるインドネシア生物多様性保全計画は、03年6月にフェーズIIが終了し、DNA解析技術や近代的な動物標本収蔵システムの確立、生物多様性研究及び保全のための情報システムの構築、モデル公園における動植物インベントリー整備、地域住民のための環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が達成されました。」に修文すべき。終了時評価の実施だけでは事業の実施内容・意義は理解されない。 なお、後述のマレーシア・ボルネオプログラムとともにJICAによる総合的な生物多様性保全案件であり、項目として一本化すべき。

【個票】

	意見
第3章第4節4 開発途上国への協力 7. 実績・進捗状況	2について、インドネシアでの例示プロジェクトの中に「生物多様性保全計画フェーズII」も含めるべき。 6 (イ)について、「調査研究、情報システム整備及び国立公園管理の三つの分野での総合的な組織能力の向上を目指したJICA技術協力プロジェクト、インドネシア生物多様性保全計画は、03年6月にフェーズIIが終了。DNA解析技術や近代的な動物標本収蔵システムが確立され、また、生物多様性研究及び保全のための情報システムが構築されました。さらに、モデル公園であるグヌンハリムン国立公園においては動植物インベントリー整備、地域住民のための環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が達成された。」と記述すべき。

【その他】

	意見
移入種問題について	<p>移入種を増やさないように予防にこそ力をいれるべき。外来種の輸入を原則禁止とし、税関で厳重にチェックする。外来種の飼育を許可制にする。飼育放棄や逸走に対して罰則を強化する。動物取り扱い業者を輸入・販売・動物園・実験業者・畜産業者等全て免許制にする。飼育下にある動物は全て個体識別制とする。</p>
	<p>移入種を入れようとする、または入れた企業に対しては、罰金制度などの責任をとらせるべき。</p>
	<p>移入種に関しては狩猟期間や狩猟資格等の規制を免除し、無規制で捕獲するという論議が深まっているが、これは密猟や乱獲・錯誤捕獲・狩猟事故を招き、かえって生物多様性に悪影響を及ぼす恐れがあるのでやめるべき。</p>
	<p>すでに入ってきてしまった移入種に関しては、全てを取り除くのは不可能であるため、どうすれば共存していけるかを考える。</p>
野生動物の保護に関して	<p>現在は農作物被害の申請さえあれば簡単に有害駆除の許可がおりているが、これでは野生動物は早晚絶滅すると思われる。まず被害防除対策にもっと予算をかけるべき。また、予察駆除は禁止しすべき。有害駆除は実際に害をおこしている害獣に教育の機会を与え、それでも効果がなかった場合に限るべき。さらに、駆除個体の実験やクマノイ等への転用は一切禁止すべき。</p>
	<p>有害鳥獣について、成果の現れない殺処分は避け、被害防止の徹底、去勢を取り入れる。</p>
	<p>とらばさみ・くくりわなは希少種の錯誤捕獲や人間の事故にもつながるので販売や使用を禁止するべき。</p>
動物愛護及び管理の法律に関して	<p>生物多様性保全のためにこの法律の改正が必要。動物業者を実験・畜産等一切の例外なく許可制にし、営業停止処分を可能にするべき。また、現在の危険動物の基準を人間だけでなく生態系に危険な動物にまで枠を広げるべき。さらに、何度も飼育放棄を重ねる人に対して飼育禁止措置をとれるようにすべき。</p>
遺伝子組み替えに関して	<p>遺伝子組み替えは生物多様性を損なう恐れがあることから、安全性が確認されるまで禁止とするべき。</p>
新規化学物質に関して	<p>生物多様性を損なう恐れがあることから、安全性が確認されるまで禁止とするべき。</p>
開発について	<p>開発・分断・宅地造成などは、災害や危険箇所のみとし、これ以上必要ないのではない。墓地開発の規制を厳しくするべき。</p>
環境教育について	<p>子どもの頃からの教育を徹底する。それには教師も協力するような体制を。</p> <p>都会に暮らす人間より、自然が身近にある所で暮らしている人間の方が、自然に対する意識が薄い。都会同様、教育できる場所を作り、活動も活発にさせてはどうか。</p>